

山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業補助金交付要領を次のように定める。

令和8年3月26日

山鹿市長 早田 順一

## 山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業補助金交付要領

### 第1 趣旨

この要領は、市内商工団体の支援を受けて新たに創業又は開業を行う中小企業者に対する創業又は開業に要する経費に係る補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 創業 次のいずれかに該当する場合におけるその事業の開始をいう。
  - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）をして新たに事業を開始する場合
  - イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し事業を開始する場合
- (3) 開業 次のいずれかに該当する場合におけるその事業の開始をいう。
  - ア 事業を営み、又は過去に事業を廃止した個人が、市内で新たに事業を開始する場合
  - イ 法人が、市内を本店又は支店の所在地とした法人登記を行い事業を開始する場合
- (4) 創業の日 個人事業者にあつては開業届に記載された開業年月日、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。
- (6) 創業支援等事業計画 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定による認定を受けた計画をいう。

### 第3 補助対象者

- 1 この要領による補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 第6に規定する補助金の交付申請をする時において当該事業所等の営業を開始していない者
  - (2) 次のいずれかに該当する中小企業者
    - ア 個人事業者にあつては、第7に規定する補助金の実績報告をする時において市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
    - イ 法人にあつては、第7に規定する補助金の実績報告をする時において市内を本店又は支店の所在地とした法人登記が行われていること。
  - (3) 市内に事業所等を設置し、創業若しくは開業を行う者
  - (4) 営業に際し許認可が必要な場合は、当該許認可を取得している者又は創業若しくは開業までに取得する見込みがある者
  - (5) 別表第2に規定する移住者に係る補助金の額の加算を受ける場合は、第7に規定する補助金の実績報告をした日から2年以上継続して本市に居住する意思を有している者
  - (6) 山鹿商工会議所又は山鹿市商工会が実施する創業に係る相談等を行った上で、創業支援等事業計画等の適切な事業計画を有している者
  - (7) 市町村税を滞納していない者
  - (8) 過去に山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業の補助金の交付を受けたことがない者
  - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- 2 第3の1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を営む者は、補助対象者としな
  - (1) 別表第1に該当する事業
  - (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
  - (3) 既に市内で事業を営む者が移転し、又は業態を転換して行う事業
  - (4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を含む。）等以外の法人の事業

### 第4 補助対象事業所等

この要領による補助金の交付の対象とする事業所等は、本市の区域内で補助対象者が所有し、又は借用する事業用の事業所等であつて、次に掲げる事業所等以外のものとする。ただし、併用事業所等（その一部を事業所等以外の用に供する建築物をいう。）は、事業所等専用部分のみに限る。

- (1) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定

連鎖化事業に加盟している事業所等

- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定による届出が必要な店舗内の事業所等
- (3) 仮設又は臨時その他の設置が恒常的でない事業所等又は他の事業者と同一の事務所等を共有するもの

## 第5 補助対象経費等

- 1 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、他の制度による補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費のうち当該他の制度において補助対象とされる同一区分の経費と重複するものは、補助対象経費としない。
- 2 第5の1の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第6 交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、創業・開業チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を初めて受けた日の属する年度の翌年度以降にあっては、それぞれ継続して補助金の交付を受けようとする年度当初に提出するものとする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 市町村税の未納がない旨の証明書
  - (3) 創業の日又は開業日が分かる書類
  - (4) 商工団体の支援を受けた証明書及び事業計画書
  - (5) 住民票の写し又は法人登記事項証明書の写し
  - (6) 別表第3に掲げる書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第6の1の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

## 第7 実績報告

- 1 補助金の交付の決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに、創業・開業チャレンジ応援事業補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書
  - (2) 別表第4に掲げる書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第7の1の規定による報告があったときは、当該申請に係る書類の審査等及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

#### 第8 補助金の請求及び交付

補助金の交付の確定を受けた者は、第7の規定により確定した額の交付を受けるものとする。

#### 第9 関係書類の管理等

補助事業者は、補助対象事業に係る経費についての収支の事実を明確にした記録その他の帳簿書類を作成し、当該決定を受けた日の属する年度の終了後3年間保存しなければならない。

#### 第10 財産処分等の制限

補助事業者は、第9に規定する期間内において、補助金の交付を受けて工事をした事業所等を売却し、譲渡し、交換し、貸与し、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該事業所等から移転するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

#### 第11 補助金の交付決定の取消し等

市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要領の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 別表第2に規定する移住者に係る補助金の額の加算を受けた者が、第7の規定による補助金の実績報告をした日から2年未満で本市から転出したとき。
- (4) 第11の(1)、(2)及び(3)に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないときと市長が認めるとき。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に創業又は開業を行う中小企業者について適用する。

別表第1（第3関係）

(1) 農業及び林業（農業サービス業、園芸サービス業及び林業サービス業を除く。）
(2) 金融業及び保険業
(3) 医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所及び助産・看護業
(4) 社会保険・社会福祉・介護事業
(5) 次に掲げる娯楽業、サービス業等
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による許可（同法第2条第1項第1号から第3号までに係るものを除く。）を要する事業
イ 競輪・競馬等の競走場及び競技団
ウ 遊戯場及び芸ぎ業
エ 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想等の調査等を行うものに限る。）
カ 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
キ 易断所、観相業及び相場案内業
ク 宗教
ケ 政治・経済・文化団体
(6) 公序良俗に反する恐れがあるため、補助対象とすることが適当でないと認められる事業
(7) その他市長が補助対象とすることが適当でないと認める事業

別表第2（第5関係）

区分	補助対象経費	補助額
工事に要する費用	資格を有する市内の業者により施工される次に掲げる経費に限る。 (1) 改築及び改修工事（新築工事は除く。）に要する費用（畳、襖等の建具含。） (2) 事業所に付帯する電気設備、空気調和設備、換気設備、給排水設備等の工事に要する費用	補助対象費用の2分の1に相当する額又は50万円のうちいずれか低い額とする。ただし、移住者（第7の規定による補助金の実績報告時において、1年以内に本市の住民となった者であつて、その住民となった日以前2年以上にわたり本市の住民基本台帳に記録されていないもの）にあつては30万円、商店街、商工会議所又は商工会加入者（第7の規定による補助金の実績報告時において本市の商店街、商工会議所又は商工会に加入している者）にあつては20万円を加算する。
賃借に要する費用	借家料	補助対象費用の2分の1に相当する額又は月額3万円のうちいずれか低い額

	<p>ただし、共益費、管理費、駐車場等使用料、敷金、礼金、保証料等は含まない。</p>	<p>とする。ただし、移住者(第7の規定による補助金の実績報告時において、1年以内に本市の住民となった者であって、その住民となった日以前2年以上にわたり本市の住民基本台帳に記録されていないもの)にあつては5千円、商店街、商工会議所又は商工会加入者(第7の規定による補助金の実績報告時において本市の商店街、商工会議所又は商工会に加入している者)にあつては5千円を加算する。</p> <p>補助金の交付を受けることができる期間は、当該補助対象事業に係る補助金の交付の決定を初めて受けた日の属する月から3年以内とする。</p>
<p>創業・開業融資に係る支払利子</p>	<p>創業・開業のために借入れる資金に係る利子(延滞利子を除く。)</p> <p>補助対象となる融資は、次に掲げるものとする。</p> <p>補助金の交付対象となる借入れ額は、500万円以下とする。</p> <p>(1) 日本政策金融公庫 (株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第1条に規定する株式会社日本政策金融公庫をいう。)が行う創業関連の融資制度</p> <p>(2) その他新たな創業・開業を対象とした融資制度で市長が必要と認めるもの</p>	<p>創業・開業融資に係る支払利子(同期間内に付される利子に限り、延滞利子を除く。)の全額に相当する額とし、1年度あたり10万円を限度とする。</p> <p>利子補給金の交付の対象とする期間は、融資が実行された日から3年以内とする。</p> <p>利子補給金の額の算定は、毎年1月1日から12月31日までの1年間を単位として行うものとする。</p>

備考 工事に要する費用と賃借に要する費用については、いずれか一方のみ申請することができるものとする。

別表第3 (第6関係)

区分	添付書類
工事に要する費用	(1) 収支予算書 (2) 補助対象経費に係る見積書の写し (3) 補助対象経費の内容が確認できる書類（工程表、図面、物件や施工箇所の写真等） (4) 事業所等の所有権その他事業所等の使用に必要な権限を証明する書類 (5) 事業所等所有者の同意書（補助対象者が事業所等の所有者でない場合であって、工事等を行うときに限る。）
賃借に要する費用	(1) 収支予算書 (2) 事業所等の賃貸借契約書の写し
創業・開業融資に係る支払利子	(1) 創業・開業融資に係る金銭消費貸借契約書等借入れを証する書類 (2) 貸付金償還予定表等の写し

別表第4（第7関係）

区分	添付書類
工事に要する費用	(1) 収支決算書 (2) 補助対象経費の支払を証明する書類 (3) 工事完了及び設備等の設置状況が分かる写真等
賃借に要する費用	(1) 収支報告書 (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
創業・開業融資に係る支払利子	創業・開業融資に係る利子受入実績証明書

様式第1号（第6関係）

創業・開業チャレンジ応援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

所在地

（申請者）

名称及び代表者氏名

山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業補助金交付要領第6の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- |   |          |   |                             |   |
|---|----------|---|-----------------------------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | <u>                    </u> | 円 |
| 2 | 補助対象経費   |   |                             | 円 |

添付書類

様式第2号（第7関係）

創業・開業チャレンジ応援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

所在地

（申請者）

名称及び代表者氏名

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき、創業・開業チャレンジ応援事業を実施したので、山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業補助金交付要領第7の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

添付書類